

# お知らせ 掲示板

## 募集

### 公営住宅入居者

町営住宅(ふれあい団地・14区)

#### ◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

#### 【募集住宅①】

F棟1階【平成8年度建設】  
2LDK(世帯向用) 1戸

#### ◆家賃(収入区分による)

月額2万1800円〜3万2500円

#### 【募集住宅②】

F棟2階【平成8年度建設】  
3LDK(世帯向用) 1戸

#### ◆家賃(収入区分による)

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

## 催し

### 食品加工研修会

食品加工に興味はあるけれど、技術センターの利用方法がわからない、一人では利用しづらい…そういった方を対象に、食品加工の研修会を開催します。

第3回は肉の旨みたっぷり！ジューシーなベーコン作りを行います。手作りだからこそ食べられる、できたてベーコンをぜひ味わってみてください。

#### ■第3回 ベーコン作り研修会

#### ◆日時

◇加工説明・塩漬け

9月8日(土) 10時〜12時

◇焼き上がり・袋詰め

9月14日(金) 16時〜17時15分

※両日参加必須、14日はベーコンの受け渡しのみですので、代理参加も可能です。ご相談ください。

#### ◆会場 農業技術研究センター

◆対象 大人の一般町民の方で、これまでにセンターでベーコン加工をしたことのない方(託児スペースはございません)

#### ◆定員 15名程度

月額2万5000円〜3万7200円

#### ◆募集期間

いずれの住宅も8月1日(水)〜13日(月)※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

◆料金 1300円

(700g〜1kg程度)

◆持ち物 ジップロックなどベーコンを持ち帰る袋、エプロン、バンドナ

◆申込み 8月24日(金)までにお電話またはご来館の上、お申し込みください



◇今後は、スモークチキン、豆腐、ローストチキンの加工研修会を予定しています。

※お申し込みやお問い合わせは、農業技術研究センター(☎2・4839)まで

### 上士幌ゴルフ場20周年記念イベント開催

おかげさまで、上士幌ゴルフ場は20周年を迎えることができました。つきましては、町民の皆さまに感謝の意を表したく、記念イベントを開催いたします。この機会にぜひお越しください。

#### ◆日時 7月29日(日) 11時〜16時

#### ◆場所 上士幌町ゴルフ場

◆内容 ゴルフ体験、乗用ゴルフカー乗車体験、パター体験、芝生の開放など

※お問い合わせは、上士幌ゴルフ場(☎2・4000)まで

9月20日〜26日は  
動物愛護週間です

### ■動物愛護フェスティバル

in プラザまつり

#### ◆日時 9月1日(土) 10時〜17時

9月2日(日) 10時〜16時

#### ◆場所 とかちプラザ

(帯広市西4条南13丁目)

◆内容 新しい飼い主を探している犬猫の照会(写真のみ)、獣医師体験、チャリティーバザーほか



※駐車場台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

※会場内にペットのトイレブースはございませんので、各自で処理願います。※会場内でのペット同士のトラブルは当事者間で解決してください。

※健康・飼養相談でのペット同伴はできません。

※お問い合わせは、十勝総合振興局保健環境部環境生活課(☎0155・26・9031)まで



## 町の臨時職員を募集します

- ◆雇用期間 平成30年9月1日～平成31年3月24日
- ◆面接試験 応募者に後日通知します。
- ◆提出書類 履歴書(総務課に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。)
- ◆応募締切 8月6日(月) 17時15分まで
- ◆提出先 総務課 職員担当



※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで

## 一般事務補助職員

- ◆公募職種 一般事務補助職員
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 簡単なパソコン操作のできる方
- ◆待遇 月給137,400円以上で学歴・経験により決定。社会保険・雇用保険加入。

## 臨時保育士等

- ◆公募職種 臨時保育士等
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 次のいずれかの資格を有する方
  - ◆保育士資格 ◆幼稚園教諭免許
- ◆待遇 月給155,600円以上で学歴・経験により決定。社会保険・雇用保険加入。

## 糠平小学校の用務員を募集します

- ◆公募する職種 町立小学校用務員
- ◆勤務先 糠平小学校
- ◆主な業務内容 校舎及び校庭の清掃、整理整頓に関する業務学校諸行事に係る業務の補助
- ◆公募人員 1名
- ◆委託料 月額81,800円程度  
公務災害時の所得補償保険加入(69歳まで)
- ◆業務時間 午前中(1日4時間30分)
- ◆委託期間 9月1日～平成31年3月31日
- ◆応募資格 町内に居住し健康で業務を遂行できる方、糠平小学校へ通勤可能な方(交通費相当額支給)
- ◆応募方法等
  - ◇提出書類 履歴書(教育委員会所定の用紙)
  - ◇応募締切日 8月10日(金) 17時15分まで
  - ◇選考方法 一次審査(書類選考)  
二次審査(面接試験)※日程は個別通知

※お問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当(☎2-3014)山本まで

## 平成30年家畜商講習会

- ◆日時 11月15日(木)～16日(金)  
9時～17時20分(8時50分より受付)
- ◆場所 北海道庁別館地下1階大会議室(札幌市中央区北3条西7丁目)
- ◆対象 家畜の取引の業務に従事しようとする者
- ◆受講手続 受講希望者は、受講願書正副各1通を提出してください。
- ※正副ともに顔写真、正本には受講料3550円に相当する額面の北海道収入証紙を貼付すること
- ◆申込期限 9月3日(月)
- ※お申し込みやお問い合わせは、農林課畜産担当岡田(☎2-4292)まで

## 北海道障害者職業能力開発校 入校前適正相談

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者(応募希望者の平成31年度入校前適正相談を平成31年3月8日まで実施しています。)

※お問い合わせは、北海道障害者職業能力開発校(☎0125-52-2774)または最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)まで

## スポーツ

### かみしほろ健康ウォーキング

- ◆持ち物 飲み物、タオル、必要に応じ替えなど(荒天時、上靴)
- ※本事業は「学びの森」・「北海道健康マイレージ事業」の対象です。
- ※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで
- ◆日時 8月21日(火)  
9時30分～11時30分
- ◆場所 スポーツセンター
- ※荒天時はスポーツセンター内で実施
- ◆対象 町内在住の18歳以上男女(高校生除く)
- ◆内容 内容を考えながら歩くことで、楽しみながら運動しましょう!

### みんなで楽しく!

### アクアビクス教室

アクアビクスとは、音楽に合わせてジャンプやウォーキング、うでの開閉、ヒザの曲げ伸ばしなどの運動を行います。インストラクターの動きを見ながらまねをして行うため、正しい動きがわかりやすく、多くのエクササイズを行うことができます。

- ◆日時 8月7日(火)  
19時30分～20時30分



- ◆場所 上士幌小学校水泳プール
- ◆対象 町内在住の中学生以上男女
- ◆講師 小林永枝氏(アクアフィットネスインストラクター・健康運動指導士)
- ◆参加料 無料
- ◆持ち物 水着・水泳キャップ・タオル・着替え

◆申込期限 8月6日(月)まで  
 ※本事業は「学びの森」・「北海道健康マイレージ事業」・「上士幌町健康ポイント事業」の対象です。  
 ※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

### トレーニング器具活用教室

スポーツセンター小体育館に設置されているトレーニング器具の有効活用と、住民の健康増進を図るため、トレーニング器具活用教室を開催します！

- 「これから運動を始めた方」という方も、そして「もっとトレーニング器具を有効活用してみたい」という方も、ぜひお気軽にご参加ください。
- ◆日時 8月29日(水) 19時～20時30分
  - ◆場所 スポーツセンター小体育館
  - ◆持ち物 上履き、飲み物、タオル
  - ◆対象者 町内在住の高校生以上
  - ◆講師 増田光哉氏(健康運動指導士・体育施設管理士)
  - ◆定員 15名
  - ◆参加料 無料
  - ◆申込期限 8月24日(金)まで

※本事業は「北海道健康マイレージ事業」・「上士幌町健康ポイント事業」の対象です。  
 ※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

### 第28回帯広信金上士幌支店長杯パークゴルフ大会

- ◆日時 8月25日(土) 8時30分まで受付(雨天時中止)
- ◆場所 たか公園パークゴルフ場
- ◆対象 町内在住の一般男女
- ◆競技 36ホールストロークプレイ
- ◆参加料 無料
- ◆申込方法 8月18日(土)までに、たか公園パークゴルフ場備え付けの申込受箱に申込用紙をお入れください。  
 ※お問い合わせは、パークゴルフ協会・堂畑(☎2・4062)まで

### 第46回町民スポーツ祭 ゲートボール大会

- ◆日時 8月22日(水) 8時45分～
  - ◆場所 生きがいセンターゲートボールコート(雨天時は屋内コート)
  - ◆対象 町内在住の一般男女
  - ◆内容 1チーム5～8名。1試合30分
  - ◆申込期限 8月8日(水)
- ◇申込用紙は、生きがいセンター、または教育委員会でご用意しております。  
 ※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2

### 第46回町民スポーツ祭 ソフトテニス大会

- ◆日時 9月2日(日) 9時～(雨天時翌週)
- ◆場所 町民テニスコート
- ◆対象 町内在住の一般男女
- ◆内容 中学生の部、一般の部ともにダブルス、混合ダブルスによるブロック別予選リーグ、決勝トーナメント
- ◆申込期限 8月24日(金)
- ◆お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

## お知らせ・啓発

**給食情報ブログ**  
**給食より愛を込めて**  
 学校給食センターでは、毎日の給食献立を写真と記事でお知らせしています。



6月からは、町のブログポータルサイト「かみしほろん.com」の閉鎖に伴い、移転とリニューアルを行いました。今の子どもたちの給食事情をぜひご覧ください。



◆ブログ「給食より愛を込めて」  
<https://kamishihoro-kyuusyoku.blogspot.com/>  
 ※お問い合わせは、給食センター(☎2・2034)まで



## 食中毒にご用心!

食中毒は夏の病気と考えられていますが、涼しくなる秋も油断は大敵です。食中毒菌は身近にいます。どんな季節でも普段から、「食中毒予防」3原則」を心がけましょう。

- ① 食中毒菌をつけない!
- ② 食中毒菌を増やさない!
- ③ 食中毒菌を殺菌する!

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

## ペット飼い主のみなさん マナーを守りましょう!

道路脇や公園内に犬のふんが多く見られます。犬を散歩させるときは必ず袋などを持参し、ふんを処分してください。

また、犬の鳴き声や放し飼いの苦情も寄せられています。犬が吠えるのは、ストレスがたまっていることが考えられます。犬を散歩させたりして、ストレスを減らしてあげてください。犬を放し飼いにすると、他の犬や人を噛むなどの事故が起きることがありますので絶対にやめてください。(散歩中に犬を放す行為も同様です。)

地域の人たちに迷惑をかけないために、飼い主のマナーを守って、ペットを正しく飼いましょう。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

## 「野焼き」って犯罪なの!?

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されます。野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

ごみは、自分で燃やさずに正しく分別して、ごみの日に出しましょう。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

## 仕事休もつ化計画

会社の夏季休暇に年休をプラスして連続休暇を取得しよう!

週休二日制の会社で、8月13日(月)〜15日(水)が夏季休暇(お盆休み)の場合には5連休となります。16日(木)と17日(金)に年次有給休暇をプラスすると9連休となります!

暑い夏、海に山、花火・夏祭り、休暇を取って人生を充実させませんか。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで



## 子ども発達支援センター 地域開放日

### 幼児のお子さま

発達支援センターの器具を使って、身体を動かしましょう!

- ◎ 日程 8月10日(金)
- ◎ 時間 10:30~11:30
- ◎ 定員 毎月5名程度の予定(事前申し込みが必要)
- ◎ 対象 幼児と保護者(保護者の同伴が必要)

### 小学生以上

発達支援センターの施設を開放して、さまざまなテーマで活動します。8月の活動予定は表のとおりです。

- ◎ 時間 15:00~17:00
- ◎ 定員 なし(内容によっては定員を設ける場合があります)
- ◎ 対象 小学生以上(保護者の同意が必要)

8月の予定	テーマ	内容
17日(金)	音楽	センターの楽器で音遊びをしよう!
24日(金)	運動	センターの器具で身体を動かして遊ぼう!
31日(金)	ティーンラウンジ	ゲームをしたり、お話をしたり自分の知らなかったことを知ろう!

※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2-4773)まで

## ごみ処理啓発

## ごみ出しのルールとマナー

～家電リサイクル対象機器の排出方法～

### 【家電リサイクル対象機器】



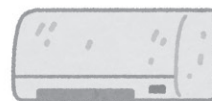
冷蔵庫



洗濯機



テレビ



エアコン



乾燥機

上記の家電リサイクル対象機器は、町では回収していません。家電リサイクル法に基づき処分することになりますので、家電小売店等でリサイクル料を支払い、処分してください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで



# 商品開発プロジェクトチーム メンバー募集!

上士幌町の素材や食材を活用した加工品の開発・商品化を目的としたプロジェクトが始まります！  
普段からあたりまえに見てきた素材の魅力、町外で生活をしてきた方だからこそ気づくことなどをみんな  
で話し合いながら可能性を導き出し、一緒に商品化を目指しませんか。  
事業者の方はもちろん商品化のアイデアだけお持ちの方でもまずはお気軽にご相談ください。

応募資格	上士幌町民であればどなたでも
内容	上士幌町ならではの素材を生かした加工品の商品開発を行います。 農畜産物の特産品、体験型観光商品など検討します。
活動回数/時間	月1回程度(その他個別ミーティングを予定)
応募方法	電話、FAX、電子メールにて受付します。
応募締切	平成30年8月10日(金)
お問い合わせ	商工観光課商工担当 ☎2-4291 / FAX 2-4637 E-mail: syoukoukankouka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

## 国際テロ防止への 関心を高めましょう

現在日本では、2019年ラグビーワールドカップ、G20サミット、2020年東京オリンピック・パブリックなど国際的行事の開催を控え  
ております。

警察では、大きな注目を集める国際的大規模行事や大勢の人が集まる場所・イベント会場が、テロの攻撃対象と  
されることが懸念されるため、対策を強化しています。

さらに、爆発物の原料となり得る薬品を販売している店舗や、ホテル・インターネットカフェ・レンタカー業者など、テロリストが利用する可能性のある民間事業者と連携し、官民一体型の「日本型テロ対策」を推進しています。

テロの発生を未然に防ぐためには、皆さまのご協力が不可欠です。

日本でテロを発生させないためにも、不審者や不審情報を見聞きした場合は、警察へ通報をお願いします。

※お問い合わせは、帯広警察署まで(☎0155・25・0110)まで

## 民泊制度について

平成30年6月15日から「住宅宿泊事業法」が施行され、新しい民泊制度が始まっています。

◆新法に基づく民泊について  
自宅の一部やマンションの一室などの一般住宅に、旅行者を有料で宿泊さ

せることを「民泊」と呼びます。

これまで民泊事業を行うには、旅館業法に基づく許可が必要でした。しかし、近年の外国人観光客の増加による宿泊需要への対応や運営を図るため、平成29年6月に「住宅宿泊事業法」が国会で設立され、平成30年6月15日より施行になりました。

◆暮らしを守るための決まりがあります  
北海道に届出を行った事業者は、住宅において年間180日を上限として、住宅宿泊業(民泊)を行うことが可能になります。

事業者には、騒音・ゴミ出しなどに関する一定のルールや、周辺住民からの苦情等に深夜早朝問わず対応する義務があります。

また届出住宅には「届出住宅であること」がわかる標識を掲示する必要があります。

◆住民の皆様からの民泊の苦情や通報は、北海道・札幌市民泊コールセンターへお寄せください

新しい民泊に関する制度やルールは、国の法律や条例で定められており、届出の受付や指導監督は北海道が行うことになっています。

「宿泊客が騒がしい(苦情を言っても改善されない)」「無届出・無許可の民泊ではないか(標識がないのに旅行者が宿泊している)」等あれば、「北海道・札幌市民泊コールセンター」(☎011・211・2388)へお寄せください。  
また、これから民泊を営むことをお

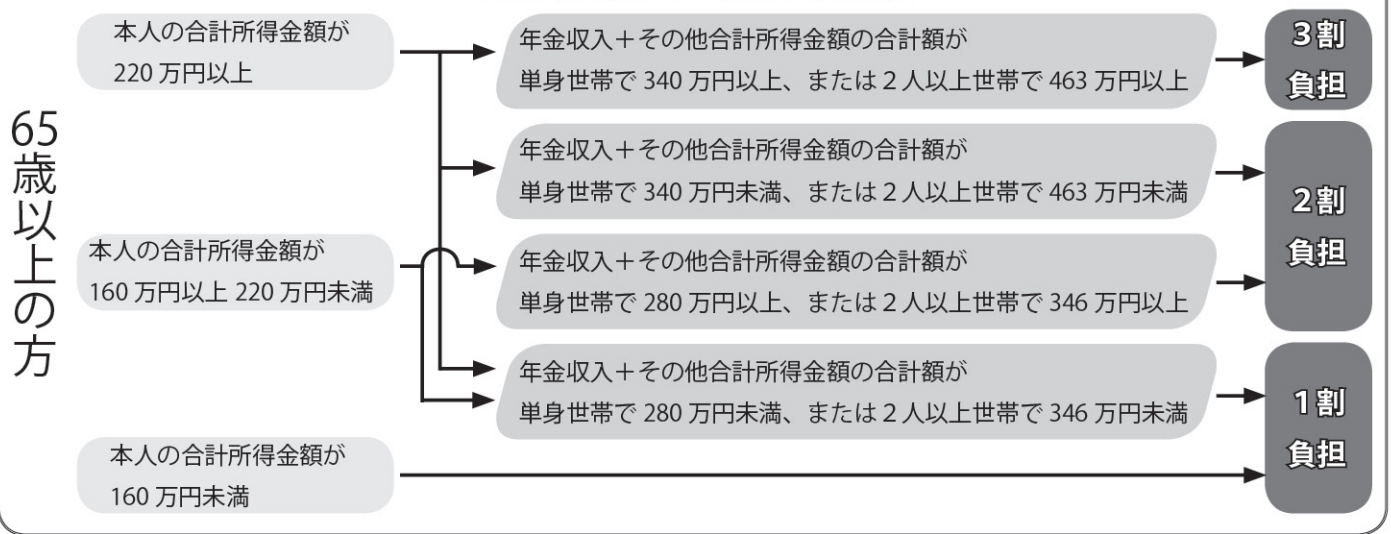


# ♥介護保険を利用されているみなさんへ

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。  
この利用者負担割合について、これまでは1割または一定以上の所得のある方は2割としておりましたが、平成30年8月から65歳以上の方(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方には、費用の3割をご負担いただくこととなります。

Informations of this month ● お知らせ掲示板

## 利用者負担 判定の流れ



※40歳以上65歳未満の方、町民税非課税世帯の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

## Q&A

- Q. 3割負担になるのはどのような人ですか？
- A. 65歳以上の方で、合計所得が220万円以上の方です。  
ただし、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の方が3割負担になり、この額に満たない方は2割、もしくは1割負担となります。  
(上図参照)
- Q. いつから3割になるのですか？
- A. 平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用された時からです。
- Q. 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？
- A. 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方が1.5倍になるわけではありません。
- Q. 1割負担の基準は変わりますか？
- A. 今般の見直しは、現役並み所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

介護認定を受けている方には、7月中旬に新しい負担割合証をお届けします。

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで

とかち帯広空港  
「空の日」記念

## 航空まつり

→ 日時 9月9日(日) 10時~15時  
→ 場所 とかち帯広空港

空港見学バスツアー、消防車・道警ヘリのデモンストレーション、スタンプラリー、小型機見学会、味覚と地場産品コーナー、ビンゴゲーム大会など、子どもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさんです。ぜひお越しください！

### ① ナイトツアー

◆ 日時 9月6日(木) 18:30~21:30 定員70名  
最終便の離着陸を見ながら、夜の空港施設を巡ります。

事前に申し込み  
が必要です

### ② 管制塔・気象施設見学

◆ 日時 9月9日(日) 13:00~14:00  
◆ 対象者 小学生3年生~中学生 定員20名

①、②、はいずれも8月22日(水)までに、往復はがきに希望のイベントと住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、お申し込みください。(①は1通4名まで、②は2名まで)

考えの方、制度、届出手続に関するお問い合わせは「北海道経済観光局民泊グループ」(☎011-206-6587)にご連絡ください。  
※お問い合わせは、北海道・札幌市民泊コールセンター(☎011-211-2388)または北海道経済観光局民泊グループ(☎011-206-6587)まで

※お申込み・お問い合わせは、「空の日」記念事業実行委員会事務局【〒089-1245 帯広市泉町西9線中8番地41(帯広市空港事務所内)】(☎0155-64-5320)まで



# 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画について

## 1. 制度の目的

経済産業省中小企業庁の調査によると、中小企業の業況は回復傾向となっていますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身が労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としています。

## 2. 先端設備等導入計画の概要

先端設備等導入計画は、中小企業、小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、生産性向上特別措置法において定められているものです。

この計画は、設備を設置する事業所がある市区町村が、国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業、小規模事業者等が認定を受けることが可能です。

認定を受けた場合、固定資産税の特例や金融支援等の支援を受けることが可能となります。(受けられる支援の内容によって、一定の要件があります)

## 3. 上士幌町の取り組み

上士幌町では、経済産業省へ導入促進基本計画の協議を行い、平成30年6月22日付けで同意を得ました。現在、先端設備等導入計画の申請の受付を行っております。

また、一定の要件を満たした先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、上士幌町では課税標準をゼロとすることで、取得設備の固定資産税の負担をゼロにします。(3年間)

## 4. 認定を受けられる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。

また、本町が認定を行うのは、上士幌町内にある事業所において設備投資を行うものです。

なお、固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種分類	資金等の額 または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
【政令指定業種】 ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
【政令指定業種】 ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
【政令指定業種】 旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注)認定を受けられる中小企業者に該当する法人形態等について

- ①個人事業主
- ②会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び仕業法人)
- ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

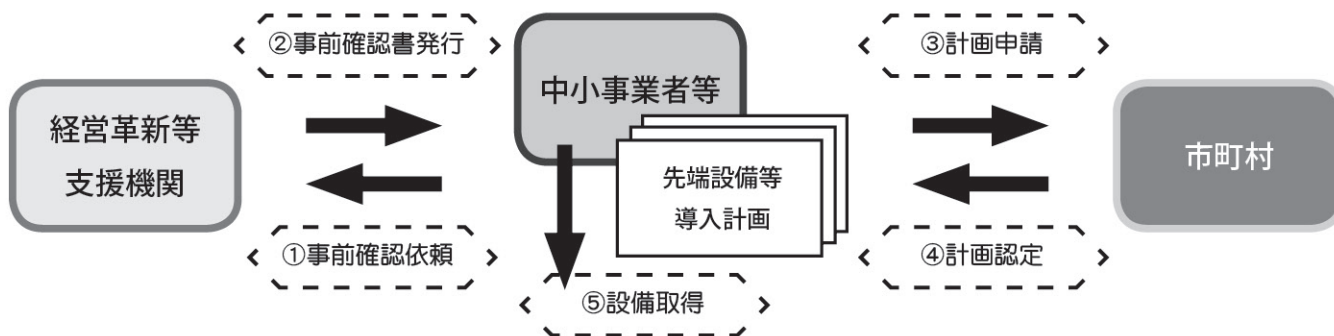


## 5. 先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ○労働生産性の算定式 $= \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量(労働者数又は労働者数} \times \text{一人当たり年間就業時間)}}$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること ○認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること

## 6. 認定方法

先端設備等導入計画の認定フローは以下のとおりです。



※必ず「経営革新等支援機関」の事前承認が必要となります。認定経営革新等支援機関については、中小企業庁ホームページによりご確認ください。また、設備取得は「先端設備等導入計画」を市町村が認定した後となります。

## 7. 固定資産税の特例について

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(*) (60万円以上/14年以内)
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

## 8. 補助金における優先採択

認定事業者に対する下記補助金での優先採択(審査時の加点や補助率の上昇等)があります。

- ①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- ②小規模事業者持続化補助金
- ③戦略的基盤技術高度化支援事業補助金(サポイン事業補助金)
- ④サービス等生産性向上IT導入補助金

## 9. 金融支援

先端設備等導入計画に基づく必要な資金繰りの支援があります。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで



# ♥国民健康保険・後期高齢者医療に加入されている方へ

## ■高額療養費の限度額が見直しされます(70歳以上の方)

▼平成30年7月まで

【月額】

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者		57,600円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% <多数回44,400円 <sup>※1</sup> >
一般		14,000円 ※2	57,600円 <多数回44,400円 <sup>※1</sup> >
住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

▼平成30年8月から

【月額】

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	課税所得690 万円以上の方	252,600円+(医療費- 842,000円)×1% <多数回140,100円 <sup>※1</sup> >	
	課税所得380 万円以上の方	167,400円+(医療費- 558,000円)×1% <多数回93,000円 <sup>※1</sup> >	
	課税所得145 万円以上の方	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% <多数回44,400円 <sup>※1</sup> >	
一般		18,000円 ※2	57,600円 <多数回44,400円 <sup>※1</sup> >
住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 多数該当(過去12ヶ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※2 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

## ■高額介護合算療養費の限度額が見直しされます(70歳以上の方)

適用区分	現行	平成30年8月から	
現役並み所得者	67万円	課税所得690万円以上 212万円	
		課税所得380万円以上 141万円	
		課税所得145万円以上 67万円(改正なし)	
一般	56万円	56万円(改正なし)	
住民税 非課税	区分Ⅱ	31万円	31万円(改正なし)
	区分Ⅰ	19万円	19万円(改正なし)



※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

愛は、突然降ってくる



### 映画「アスファルト」(字幕作品) 上映会

フランス郊外の古びた団地で、世代・職業・境遇の全てがバラバラな3組の男女が織りなすヒューマンドラマ。

皆、人生の閉塞感を抱えながら、心の奥底にある孤独を補い合うように、互いを癒していく。

日時 **8月11日** 13:10 開場 / 13:30 上映 (100分)

会場 **生涯学習センターわか 視聴覚ホール**

料金 大人 1,200円 / 60歳以上・学生 1,000円 / 中高生 500円 / 小学生以下無料

※お問い合わせは、おびひろ自主上映の会・鈴木(☎0155-66-5015)まで

書店のないまちに本屋さんを

移動本屋さん **鈴木書店**

同時開催!

日時 **8月11日** 15:15~17:30

会場 **生涯学習センターわか 2階 会議室6**



## 保険料の納付期限と

### 納付書の使用期限は異なります！

毎月の保険料の「納付期限」は、原則として翌月末日と定められています。

納付期限を過ぎても「使用期限」までであれば納付書を使用して保険料を納めることができ、老齢基礎年金の年金額に算入されます。

しかし、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給については、それぞれの初診日や死亡日までの納付状況で審査することとなっていますので、納付が遅れていると年金を受け取れないなどの不利益になることがあります。

もしもの時のためにも、保険料は納付期限内に納めるようにしましょう。

また、所得が少なく保険料が納められない時には「保険料免除制度」等の申請手続きをしてください。

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当 (☎2-4294) まで

## 花火を安全に楽しむために

夏になり、花火大会に出掛けることや、おもちゃ花火などを楽しむ機会が増える季節です。花火は使用方法を誤れば火災や事故が起こる危険性があります。時節柄、浴衣やサンダルで花火をする方も多く、衣服に火が燃え移ったり、やけどの危険が高まるため、より注意が必要です。

- ❖ 花火に書いてある遊び方をよく読み必ず守る (書かれていない遊び方は絶対にしない)
- ❖ 花火を人や家に向けない、燃えやすいものの近くでは遊ばない
- ❖ 風の強いときは絶対に遊ばない
- ❖ 水とバケツを用意する、大人が必ず付き添う

## やっています！ 避難訓練



中学校での避難訓練

6月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)  
 ・上土幌中学校

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です！実施する際は消防署にお知らせください。

もし、服に火がついてしまったら…

キーワードは、“ストップ”、“ドロップ”&“ロール”

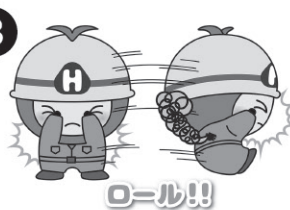
1



2



3



決して走ったりせずその場で立ち止まり、地面に倒れこみ左右に転がります。

## 火の用心

【平成30年出場状況】 6月31日現在の出場件数

- ◆ 火災出動 2件(うち6月 1件)
- ◆ 救急出場 121件(うち6月21件)

※お問い合わせは、上土幌消防署予防第1係 (☎2-2519) まで

